

糖尿病、脂質異常症及び 高血圧で通院している皆様へ

厚生労働省が発表した診療報酬改定により、当院では令和6年6月から「生活習慣病管理料」の算定をしております。対象は糖尿病、脂質異常症及び高血圧のいずれかを主病として通院している皆様です。

診察の際に医師から生活習慣病の管理に関する療養計画書をもとに治療に関する説明をいたしますので、ご同意いただいた場合に上記管理料を月に一度算定させていただきます。

厚生労働省の方針として、生活習慣病対策のため実施いたしますので、ご理解の程お願い申し上げます。

令和7年4月1日

病院長